

B

令和 8年 5月28日提出

議案の参考資料

浜松市

第 79 号議案 令和 8 年度浜松市一般会計補正予算（第 2 号）

第 79 号議案の補正予算説明は、別冊を参照願います。

第 80 号議案 浜松市総合体育館条例及び浜松市都市公園条例の一部改正について

この条例は、浜松市雄踏総合体育館及び雄踏総合公園の駐車場について、一体的に利用することができるようにするものであります。

第 81 号議案 浜松市運動広場条例の一部改正について

この条例は、受益者負担水準の適正化の観点から、浜松市馬郡運動広場の有料化及び浜松市雄踏グラウンドの利用料金の見直しを行うほか、浜松市馬郡運動広場について、休場日を設けるものであります。

第 82 号議案 浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について

この条例は、人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、駐車場等の利用に対する通勤手当を設けるものであります。

第 83 号議案 浜松市税条例の一部改正について

この条例は、地方税法の一部改正に伴い、個人市民税における住宅ローン控除の特例の延長等の措置及び暗号資産に係る譲渡所得の課税の特例措置並びに固定資産税及び都市計画税における課税の特例措置の見直しを行うほか、所要の整備を行うものであります。

第 84 号議案 浜松市浜北温泉施設あらたまの湯条例の一部改正について

この条例は、浜松市浜北温泉施設あらたまの湯について、利用料金の見直し及び温泉スタンドの廃止を行うものであります。

第 85 号議案 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

この条例は、人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、駐車場等の利用に対する通勤手当を設けるものであります。

第 86 号議案 浜松市立小中学校特別教室空調整備事業に関する契約の一部変更について

浜松市立小中学校特別教室空調整備事業に関する契約の変更契約締結について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条の規定に基づき、提案するものであります。

※ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律抄
第 12 条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

※ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令抄

第3条 法第12条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあっては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第2条第5項に規定する選定事業者が建設する同条第1項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第1項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ	千円
都道府県	500,000
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下この表において「指定都市」という。）	300,000
市（指定都市を除く。）	150,000
町村	50,000

第 87 号議案 工事請負契約締結について
（浜松市勤労会館解体工事）

浜松市勤労会館解体工事の工事請負契約締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、提案するものであります。

※ 浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抄第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格3億円以上の工事又は製造の請負とする。

報 第 3 号 専決処分の承認について
専 第 6 号 浜松市税条例の一部改正について（令和8年3月31日専決）

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が令和8年3月31日に公布されました。

このうち、一部の改正内容については令和8年4月1日から直ちに課税等の実務で対応する必要があったため、条例の一部改正について地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定に基づき、報告し、承認を求めるものであります。

※ 地方自治法抄

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定

による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 (略)

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 (略)

報 第 4 号 専決処分の報告

道路・河川瑕疵9件(専第7号、専第8号、専第9号、専第10号、専第11号、専第12号、専第13号、専第14号、専第15号)、人身事故1件(専第16号)、交通事故3件(専第17号、専第18号、専第19号)及び物損事故1件(専第20号)に係る和解及び損害賠償の額の決定並びに建物明渡し等請求事件1件(専第21号)に係る訴えの提起並びに工事請負契約の変更2件(専第22号、専第23号)について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したもので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

※ 地方自治法抄

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

※ 市長の専決処分事項の指定について抄

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

1 1件300万円以下における和解及び法律上の義務に属する損害賠償の額の決定(交通事故による人身の事故の場合を除く)に関すること。

2 (略)

3 市営住宅の家賃等の支払い及び明渡しの請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。

4 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、議決を経た契約金額の1割以内の額を減額する変更契約の締結に関すること。

報 第 5 号 一般財団法人浜松市清掃公社の令和8年度事業計画について

報 第 6 号 公益財団法人浜松市花みどり振興財団の令和8年度事業計画について

報 第 7 号 公益財団法人浜松市医療公社の令和8年度事業計画について

報 第 8 号 公益財団法人浜松市文化振興財団の令和8年度事業計画について

報 第 9 号 株式会社なゆた浜北の令和8年度事業計画について

報 第 10 号 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構の令和8年度事業計画について

報第6号から報第11号までは、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するものであります。

※ 地方自治法抄

第243条の3（略）

- 2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

報 第 11 号 令和7年度浜松市繰越明許費繰越計算書

令和7年度浜松市繰越明許費に係る繰越計算書を、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告するものであります。

※ 地方自治法施行令抄

第146条（略）

- 2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

報 第 12 号 令和7年度浜松市水道事業会計予算繰越計算書

報 第 13 号 令和7年度浜松市下水道事業会計予算繰越計算書

報第12号から報第13号までは、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、報告するものであります。

※ 地方公営企業法抄

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

- 2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

- 3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

※ 地方公営企業法施行令抄

第19条 地方公営企業法第26条第3項の規定により管理者が地方公共団体の長に対してすべき報告は、総務省令で定める様式により、繰越計算書（継続費に係るものにあつては、継続費繰越計算書）をもつて、翌事業年度の5月31日までにしなければならない。

報 第 14 号 専決処分の承認について

専 第 24 号 令和8年度浜松市一般会計補正予算（第1号）（令和8年5月15日専決）

訴えの提起に際し、弁護士着手金など、所要の経費について速やかな支出を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定に基づき、報告し、承認を求めるものであります。

監報第 7 号 定期監査等の結果に関する報告について

監報第 8 号 例月出納検査の結果に関する報告について

